

学校図書館部会報 No. 29

— 部会総会報告号 —

発行日：2008年6月15日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：〒229-1123 神奈川県相模原市上溝 6-5-1 神奈川県立上溝高等学校図書館

TEL:042-762-0008（代）／042-762-0253（直通） E-Mail: gaketobukai@JLA.or.jp

目 次 ページ

1. 総会議事録	
1-1. 高橋部会長あいさつ	2
1-2. 松岡事務局長あいさつ	2
1-3. 議長団選出	3
1-4. 出席者数の報告・総会の成立確認	3
1-5. 2007年度事業報告	3
1-6. 2007年度決算報告	6
1-7. 学校図書館部会規程改正案及び役員選出要綱案	7
1-8. 2008年度事業計画	10
1-9. 2008年度予算（審議）	11
1-10. 欠員幹事の補充選任（審議）	12
1-11. その他の意見および情報交換	12
2. 資料	
・中央教育審議会教育振興基本計画特別部会へのパブリックコメント(2007.12.11)	13
・文部科学省 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会（第11回）議事録配布資料	15
・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（案）【第二次】に関して	16
・中学校学習指導要領案についての意見	18
3. 総会に関する補足説明	
・国の動向にも注目を	19
4. 会員の広場	
・私の課題	20
5. 部会長・副部会長・幹事・監事・施設会員評議員の紹介	21
6. 幹事会からのお知らせ	24

別刷り 夏季研究集会東京大会要項、振込用紙記入の注意、ゆうちょ銀行振込取扱票

学校図書館部会総会 議事録

日時 2008. 5. 24 (土) 14:00～16:00

会場 日本図書館協会会館 2階研修室

1-1. 高橋部会長あいさつ

遠方からも来ていただいて本当にありがたいことと思っています。総会にこれだけ参加してもらえるとすることは、いままではあまりなかったことではないかと思っています。去年の総会を受けて、部会長になって一年間さまざまな取り組みをしてきました。部会報の発行回数が増えたことは会員には評価されたようです。副部会長や幹事の皆さんをはじめ、『図書館年鑑』の記事を書いていただいた堀岡さんもそうですが、本当にいろいろな方に支えられて1年間終わったな、と思っています。二年任期ということでもた今年もあるわけですが、学校図書館を巡る状況がいろいろな意味で動いてきていて、学図部会が何をしなければいけないのか、学図部会でなければならないことを追求しなさい、と去年の総会で言われたのですけれども、少し見えてきたような気もしています。今回の総会はいろいろな資料が沢山出ていまして、丁寧に見ていきながら総会を進めていきたいと考えています。時間も限られていますので挨拶はこのくらいにとどめて、いろいろな話し合いなり議論なりをしていきたいと思っています。

1-2. 松岡事務局長あいさつ

皆さんこんにちは。休みの日にお出で頂いてありがとうございます。また、来週30日の午後に全体の総会を行います。学校図書館関係の方も多数参加されることをお願いしたいと思います。と申しますのは、図書館振興の課題は学校図書館抜きでは考えられません。特に今回の学習指導要領の改訂によって、総合的な学習の時間が減らされている現状があります。全体の授業時間数は増えているにもかかわらずです。そういった状況が図書館にどういった影響をもたらすかは重要なことだと思いますので、現場の声を出しただきたいと思っています。

昨日衆議院文部科学委員会で、図書館法の改正案を含む法案が委員会で議決されました。共産党の反対で全会一致にはならなかったわけですが、全会一致となった「附帯決議」がございまして、7項目ございまして、附帯決議の内容が全部問題点として与党も含めて提起した問題です。教育基本法の改正を受けての話なのですが、非常に不安をもたらすような法律の改正であることが、附帯決議が出されることによって暴露されたかなという気がします。とりわけ大事だと思うのは、「学校支援地域本部」というものが法律上明確になりました。今年度1800か所に支援本部を置くことを求める予算化がされています。1800というのは、すべての市町村に1カ所以上モデルをつくるということです。有名なのは杉並区の和田中。そういうことが我々の仕事にどういう影響を及ぼすかを考えると重要な問題だと思います。

とりわけ根底にあることは、読書とか学びとか、個人の営為にかかわることについて、社会の要請とのバランスの中で考えることが、今回の法案に書かれている。中教審答申の中にも書かれています。社会の要請に従って読書活動や学びをするというのは完全に逆転した発想であって、戦前の考え方に近いわけです。社会の要請をどう見るかということになりますから、我々にはとても受け入れにくい話です。それにしても、政府側の答弁などを見ますと、やはり個人の要望が大事である、それが根底にあるということをたびたび言っていますので、その部分を広く伝えることによって「社会の要請」の部分を薄めることは重要だと思います。

いずれにしてもやっかいな法律ができたことは言わざるを得ないので、今後とも注目してやっていきたい。来週 27 日の衆議院本会議で可決して参議院に送られる予定です。6 月の第一週に参議院の委員会で審議され、法案成立となると思われます。最後まで我々としていろいろな活動はして参りたいと思いますが、皆様にも協力願いたいと思います。

長くなりましたが挨拶に代えて状況の報告をいたしました。ありがとうございました。

1 - 3. 議長団選出

松井正英さんと篠原由美子さんを選出

1 - 4. 出席者数の報告・総会の成立確認

定足数の対象部会員は 497、総会成立にはその 10 分の 1 の 50 の出席または委任状が必要であること、及び、この総会には 29 名の出席と委任状 147 通があることが報告され、議長から総会の成立が宣言された。

1 - 5. 2007 年度事業報告

高橋部会長と中村副部会長から資料（学校図書館部会報 No. 28/「図書館雑誌」Vol. 102、No. 8 掲載予定を参照）に基づき事業報告が行われた。

昨年度の幹事会の活動として、

- ・全国図書館大会東京大会の学校図書館分科会を、午前は学図部会単独で、午後は著作権委員会、図書館の自由委員会と共同で、運営した。全国図書館大会の学校図書館分科会を部会が運営したのはおそらく初めてである。アンケートでは好評であった。
- ・今年度夏季研究集会の準備を進めてきた。概要を要項案として資料配付しているので、ご意見などあれば、後の議題の「事業計画」の討議の際にご発言願いたい。
- ・部会ホームページを新たに作成し、JLA のホームページの中に開設した。
- ・図書館雑誌の編集委員会と連携協力してきた。
- ・国の政策動向に関して部会として必要な対応を行ってきた。

等の活動が報告された。

あわせて、国の政策動向など（→p. 4 参照）についても報告され、部会として「教育振興基本計画」（→p. 13 参照）「子どもの読書推進に関する基本的な計画(第二次)」（→p. 16 参照）新しい「学習指導要領案」（p. 18 参照）についてパブリックコメントに応じて協会または部会として

意見を提出したことが報告された。

協会の財政が厳しいことも報告され、会員拡大の取り組みの必要性が報告された。

1-5-1. 国の政策動向など

・2007年度から、文部科学省（以下「文科省」と略）の施策として「新学校図書館整備5か年計画」が実施されている。これは、毎年200億円、5年間で合計1000億円を地方交付税で措置するものである。200億円の内訳は、増加冊数分80億円に加え、更新冊数分120億円となっている。学校図書館の図書を整備するための5か年計画は第3次にあたるが、これまでは増加分のみで更新分は考えられていなかったが、今回は現場の声が反映されたものとなった。ただし一般の地方交付税措置であるため、実際に予算化されるかどうかは各自治体の姿勢による。これがどの程度予算化されているかは同省が調査しており、その結果が、2008年4月21日に『「学校図書館関係予算措置状況調べ（平成18、19年度）」の結果について（概要）』として公表されている。この結果によれば、2006(H18)年度は約130億円の措置に対して、全国の公立小・中学校合わせた図書館関係予算額は約158億円で約120%、2007(H19)年度は約200億円に対して同約156億円で約78%の予算化となっている。また、高校は対象外である点も問題である。高校の図書購入費（公費分）は1995年度全国合計約48億円→2005年度同約35億円へと激減している（「地方教育費調査報告書」）。高校図書館にも何らかの施策が必要である。

・2006年度から始まった「学校図書館支援センター推進事業」は2007年度も引き続き実施され、前年度指定の40地域に加え、今年度は19地域が新たに追加指定されている。

・2007年4月27日には、文科省から「学校図書館の現状に関する調査結果」（平成18年5月実施）が公表され、翌2008年4月21日は同調査の平成19年度版（19年5月実施）の結果も公表されている。司書教諭の発令状況、学校司書（学校図書館担当職員）の配置状況、図書等の整備状況のほか、「読書活動」・ボランティア・公共図書館との連携・地域開放の状況等が報告されている。19年5月現在、学校司書の職員数は常勤6186名・非常勤10567名である。18年度は常勤6308名・非常勤9690名であるので、常勤が123名減、非常勤が877名増加、全体で754名増加となっている。

・2007年7月には、文部科学省「子どもの読書サポーターズ会議」が発足している。現在文科省で「子どもの読書」に関して実質的に動いている組織である。「国民的な取り組みを喚起する方策、読書意欲をかき立てるアイデア等を出し合い、随時、提案・実践していく進行型の協議会」（文科省初中局児童生徒課／図書館雑誌2007.12.）とのことで、公表されている2007年2月の第5回会議までの会議記録を見ると、これまで、「学校図書館の整備・充実」「児童書の出版」「公共図書館との連携・公共図書館の学校図書館支援」「鳥取の施策」「ボランティア」などについて事例研究をしつつ、パンフレットの製作に取り組みつつあるようである。この組織の今後であるが、文科省は、パンフレットを成果物として一応の区切りと考えているようで、その後のことは存続を含めて改めて検討するということのようなのだ。委員の発言内容などに学校司書を正しく認識し評価する発言が散見され、今後も注目する必要がある。

・2007年11月には、中央教育審議会（以下「中教審」と略）教育振興基本計画特別部会が公聴会資料として「重点的に取り組むべき事項について（案）」をまとめており、その中で、「専門性を持つ学校図書館職員の配置を促す」の表現が使用されている。それまでの同部会の審議の中でも、学校司書の意義や役割を認め積極的に評価する発言が見られ、学校図書館の現状がある程度

理解されつつあるようにも見受けられた。

しかし残念ながら、2008年4月18日の「教育振興基本計画について(答申)」では従来から使用されている「学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促す」の表現に後退している。

- ・中教審の教育振興計画に関する公聴会では日本図書館協会も意見を述べており、意見書も提出している。学校図書館部会も要望をとりまとめ、この意見書に反映された。(→p. 15 参照)

- ・2008年2月15日に、文科省から「幼稚園・小学校・中学校学習指導要領改訂案」が公表され、パブリックコメントが実施された。学校図書館部会として意見を提出している(2008年3月16日)(→p. 18 参照)。学校図書館部会として、協会事務局・常務理事会と連携して取り組んだ。改訂指導要領は、3月28日に文科省により告示されている。

- ・2008年2月22日には文科省から「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)【第二次】」が公表され、パブリックコメントが実施された。これに対して日本図書館協会と学校図書館部会は連携して取り組み、日本図書館協会・学校図書館部会それぞれから意見書を提出している(2008年2月28日)(→p. 16 参照)。この「計画案」は3月11日に閣議決定されている。

- ・2008年度は、学校図書館関係の予算が減少している。例えば、
 - ・学校図書館支援センター推進事業…約3億9500万円→約1億3800万円
 - ・「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業…約1億8900万円→約9500万円
 - ・司書教諭養成講習会…約6500万円→約3700万円

といった具合である。昨年8月の予算要求段階では、2007年度並か若干増の要求を出していた。減少の理由は不明であるが、文科省全体の予算が激減しているということではなく、例えば新規事業として「学校支援地域本部事業」に50億円が措置されたりしている。

- ・なお、学校図書館とは直接関係ないが、2008年2月19日には、中教審から『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)』が出されている。文科省としては、教育基本法改定を受けて社会教育法・図書館法・博物館法も改正する方針であり、この答申を受ける形で5月末改正法案が国会審議中である。(注：6月4日に可決成立し、6月11日に公布・施行された。)

1-5-2. 質疑応答

Q：パブリックコメントは募集から締切りまで時間のない場合があるが、限られた時間でこれに応じて意見を出そうとする場合、協会全体の見解や方針と整合させ部会内の意見をまとめるために、どのようなルールでとりまとめているか。協会が意見を出す場合、常務理事会などで話し合い慎重に作成しているようであるが。

A：幹事会の中で話し合い、また、メーリングリストに参加されている方にもご意見を伺いつつまとめている。従来の協会の方針や部会のこれまでの見解を踏まえつつ、かつ各幹事の意見も反映してまとめていきたいと考えている。まとまらない部分があるなら無理に出さず、全体の合意が得られることを第一に考えてまとめることになる。

これまでの意見も、常務理事会にはかたり、協会事務局長と連絡を取りながらまとめている。
意見：なるべく多くの人が文部科学省のメールマガジンを読むなどして情報を集め、知らせあうようにしたら良いのではないか。

Q：教育振興基本計画の審議過程では「専門性をもつ学校図書館担当事務職員」「学校司書を学校図書館に関する専門職として」などの表現があるのに、なぜ答申では「学校図書館の諸事務にあたる職員」に後退しているのか？

A：検討の中身については公表された資料ではよくわからない。

Q：日本教職員組合（以下、日教組）の要望には学校司書のことが載っていない。この点について全国教研で質問もあったと思うが、どのような答えであったか？

A：日教組の要望を資料として示すことにはためらいもあったが、昨年までの図書館年鑑には日教組の全国集会の様子が紹介されていたり、部会の中にも組合員も多々いることもあって、日教組がどのようなコメントを寄せているのかも報告した。全国教研でも質問したが、特に回答はなかった。質問すれば必ず回答をもらえるというような場でもなかった。

以上の審議の後、2007年度事業報告は異議なく原案通り承認された。

1－6．2007年度決算報告

松本会計担当幹事から2007年度部会会計および第93回全国図書館大会東京大会学校図書館分科会の会計決算報告があり、中村監事から監査の結果適正な会計処理を確認した旨報告があり、異議なく承認された。



収入

費目	予算額	決算額	備考
協会交付金	180,000	180,000	
繰越金	57,435	57,435	
その他	0	0	
合計	237,435	237,435	

支出

費目	予算額	決算額	備考
通信費	90,000	87,520	部会報送料等
印刷費	75,000	3,780	部会報紙代
次年度開催支部準備金	50,000	50,000	全国大会準備金
会議費	5,000	0	
消耗品費	5,000	0	
研究調査費	5,000	0	
予備費	7,435	0	
合計	237,435	141,300	

収入－支出＝差し引き残高 96,135 円を次年度に繰り越します。

監査報告 省略

1－7．学校図書館部会規程改正及び役員選出要綱案

幹事会から部会規程改正案・役員選出要綱案が提案された。幹事会から以下のとおり趣旨説明があった。

(1) 部会規程第2条関係（「事務局」の文言の削除）

第2条の「事務局を部会長校に置く」の文言は、自治体によっては学校のサービスの管理が厳しくなっているなかで職務専念義務との関係で問題とされかねない懸念があるので、削除の改正を提案する。

なお、事務に関して、他の部会では、公共・専門・短大・教育の各部会で同様の文言があるが、大学図書館部会では「事務局」の規定はなく、「委員会に関する事務は、部会長において処理する。その他の事務は、協会事務局において処理する」という規定になっている。

学図部会では、第8条に「部会長は……部会会務を総括する」「幹事は……部会会務の執行にあたる」などの規定があるので、学図部会の「事務」はこの条文により規定していることになる。

(2) 部会規程第7条関係（部会役員任期規定の新設）

部会役員任期については、他のすべての部会で部会規程で定めている（学図部会のみ規定なし）。この機会に、役員名称・種類を定めた第7条に、追加新設することを提案する（この改正案(2)(3)は他の部会の規程と同じ趣旨のものである）。

(3) 部会規程第10条関係（部会役員選出方法の改正）・役員選出要綱案

以前から役員選出のルールを明確化すべきという意見があり、別に細則(要綱)を定めて選出の手順を明確化するよう提案する。

役員選出の方法は、各部会様々（「総会で互選」は学図部会と専門部会のみ）であるが、図書館学教育部会が同様に役員選出要綱を定めて選出する方法を採用している。

この案では、希望者が定数を上回った場合のみ選挙、定数以内なら無投票当選、という仕組みになっている。また、応募に過不足があった場合前任期の部会長（その代理人含めて）が調整役を行いうる余地を公に認めたこと、選挙の管理は前任期の幹事会が行うこと（選挙管理委員会などは作らない）、開票は幹事以外にも各候補者（または代理人）が監査できること、などの内容になっている。

次回の役員選出は来年であり、次回から適用するなら今年の総会で決めておく必要がある。

1－7－1．部会規程改正案

1. 第2条関係

(現行)

第2条（名称および事務局）

この部会は学校図書館部会と称し、事務局を部会長校に置く。

↓

(改正案)

第2条（名称）

この部会は学校図書館部会と称する。

2. 第7条関係

(改正案) (下記のとおり(2)(3)を新設追加)

第7条 (部会の役員および任期)

- (2) 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠により選出された役員の任期は、選出された日から改選までとする。

3. 第10条関係

(現行)

第10条 (部会役員の選出方法)

学校図書館部会の部会長その他の役員は部会総会において出席者の互選によりこれを定める。

↓

(改正案)

第10条 (部会役員の選出方法)

学校図書館部会の部会長その他の役員は、別に定める要綱によりこれを選出する。

1-7-2. 学校図書館部会役員選出要綱案

(総則)

- 1-1. 学校図書館部会役員の選出は、部会規程第10条に基づき、この要綱により行う。
- 1-2. 役員選出の管理は幹事会が行い、監事がこれを監査する。
- 1-3. 選挙権および被選挙権は、すべての部会員が有する。ただし、役員選出を投票による選挙で行う場合、施設会員については、1施設会員1票とする。
- 1-4. 役員選出を投票による選挙で行う場合、部会規程に定める役員(部会長、副部会長、幹事、監事)それぞれについて、無記名秘密投票によって行う。ただし、投票は通信によることができる。投票用紙は、可能な限り、記号式を用いる。
- 1-5. 役員選出を投票による選挙で行う場合、定数が複数の役職については定数を上限とする連記投票で行う。
- 1-6. 役員選出を投票による選挙で行う場合、開票及び票の判定審査には部会員なら誰でも立ち会えるものとし、応募者またはその代理人は幹事とともに開票作業を監査できるものとする。
- 1-7. 幹事会は、その議決により、役員選出手続き実施のために必要な事項を、部会規程およびこの要綱に反しない範囲で定めることができる。ただし、その案について幹事全員の賛同が得られれば、幹事会の議決を経たものとみなすことができる。
- 1-8. この要綱の改廃は、総会の議決により定める。

(役員公募の公示)

- 2-1. 役員 of 定期改選にあたっては、部会長が役員公募の公示を行う。
- 2-2. 公示は、幹事会の議決を経て行う。ただし、公示案について幹事全員の賛同が得られれば、幹事会の議決を経たものとみなすことができる。
- 2-3. 公示には、応募の締切日、応募連絡先、その他次期役員に応募するために必要な事項を示さなければならない。
- 2-4. 公示は、応募締切より少なくとも 50 日以上前に部会員へ一斉に通知できるように行う。
- 2-5. 応募・辞退の状況・情報等役員選出に関する情報は、いつでもすべて部会員に公開する。

(定期改選での各役員の選出)

- 3-1. 応募者数が定数をこえた場合、部会員の投票による選挙でこれを選出する。
- 3-2. 応募者数が定数と同数以下の場合、無投票当選とする。
- 3-3. 応募者がいない場合、総会で補充選出を行う。応募者が定数に満たない場合は、不足数を総会で補充選出できる。

(応募者数に過不足があった場合の特例)

- 4-1. 応募者数が定数をこえた場合、部会長または部会長が指名する代理人は、各応募者に対し、応募の状況を伝え辞退の意思の有無を照会し、または協議による調整を斡旋することができる。ただし、辞退又は協議調整への協力はあくまで各応募者の自由意思による。
- 4-2. 応募者数が定数に満たない場合、部会長は、正規の定期改選手続きとは別に、並行して補充選出への応募を呼びかけることができる。

(補充選出)

- 5-1. 部会長が欠けた場合は、定期改選に準じて補充選出を行う。ただし、幹事全員の賛同があれば、補充選出せずに、幹事会の議決により副部会長を部会長代行として選任することができる。
- 5-2. 副部会長、幹事、監事が欠けた場合または定数に満たない場合は、幹事会の判断により総会で補充選出することができる。

付則. この要綱は、2008 年 5 月 24 日から施行する。

1-7-3. 質疑応答

Q：「役員選出要綱」について質問します。「1-4. 投票は通信によることができる。投票用紙は、可能な限り、記号式を用いる」とあるが、「通信」とはメールも含むのか？「記号式」とは投票用紙に氏名が書いてあって○×を記入する方法か。

A：「通信」については、メールは想定していない。その前に「無記名秘密投票」という原則があるので、それを満たすように、郵送などを想定している。「記号式」はご質問のとおり。自署式の場合有効無効の判定の問題が生じやすいので、なるべく記号式をとっている。

以上の審議の後、異議なく原案通り可決された。

1-8. 2008 年度事業計画

高橋部会長から資料（「図書館雑誌」Vol. 102、No. 5 または学校図書館部会報 NO. 28 を参照）に基づき説明があった。

夏季研究集会の概要案も示された。

全国図書館大会兵庫大会担当の鈴木幹事から今年度全国図書館大会とのかかわりについて、以下の通り説明があった。

- ・兵庫大会の分科会検討委員会に学図部会が入るように依頼していたが、オブザーバーという位置づけになった。オブザーバーということで、機会あるごとに適切な時期に意見を出したが、残念ながらあまり取り入れられなかった。その後、大会担当者より検討委員会が大会準備を行なう運営委員会に移行するにあたり、学図部会は検討委員会に入っていないので、運営委員会は出席していただかなくてよいという連絡があった。学図部会の 2008 年度重点課題に「全国図書館大会兵庫大会分科会運営に協力する。」とあるので、課題が実現できなくなったことを報告する。

今後は検討委員会のメンバーに学図部会からも入れるようにすることを全国大会のマニュアルに入れてもらうなどの課題が明らかになった。

1-8-1. 意見；地域ブロック集会

意見：地域ブロック集会を大阪で開催できないか検討中。別の所でも開催してほしい。夏季研究集会が東京でひらかれるので、地域ブロック集会は関西でという考え方もあるかと思う。また、地域ブロック集会開催を各地で開催しやすいように、準備金などの予算措置を考えてほしい。

1-8-2. 意見；兵庫大会

意見：今回の実行委員会に関しては、鈴木さんが大変努力なさっているのを見てきて、兵庫地区の JLA 会員も応援してきた。しかし、全国大会分科会運営に学校図書館部会が携わらずに来たという歴史があまりにも長すぎて、実行委員会の中に受け入れ態勢ができていなかった。今後は、学校図書館の分科会運営に、学校図書館部会の意見を反映できるような運営委員会を組織するように、JLA から全国大会事務局に申し入れてほしい。

意見：全国大会準備は早い時期に動き始めるので、打ち合わせに行く JLA 事務局長との打ち合わせが必要だ。

- A. 現地に見れば、動員や実行委員の出張を認めさせるための教育委員会への働きかけをするとき、SLA に依頼するのは県立図書館としてはやむを得ないことだったと思う。協会が担当する分科会のうち、ひとつを学校図書館部会で担当することはノーマルな体制だと思う。ほかの部会や委員会では分科会企画について時間をとって準備している。今後は、大学図書館分科会のように、分科会での部会長あいさつを実現させることをひとつの目標としてはどうか。学校図書館の分科会は継続性がないのが問題。部会が分科会を運営するのが望ましい。分科会内容と JLA が考える現状認識とは相当乖離がある。

JLA としては分科会設定に関しては部会や委員会に相談してくださいということはある。児童サービス委員会では、委員長が報告者の一人となっている。

意見：全国大会分科会の準備には関われないが、シンポジウムの内容について、こちらの考えを

伝えた方がよいという意見もあるがどうか。

意見：学校図書館部会でも JLA 学図部会では職員問題をこのように考えているということがわかるような資料をパネリストに送ってはどうか。

意見：もっと早い時期に部会が分科会案を上げてゆく必要がある。ただ、分科会運営を学部会がすべてを担うのは今は無理。JLA 会員がいる県では早い時期から実行委員会に参加できるように現地に働きかけるべきである。

意見：今回は企画内容に部会が関われない中、部会長があいさつすることにも迷いがある。JLA と SLA の関係を大会地元事務局はわからない。岡山からの引き継ぎマニュアルには SLA に依頼するとなっていたそう。せめてまずは引き継ぎマニュアルの中に、分科会運営にあたっては学図部会への働きかけをする旨を載せてもらうところから始めるしかない。

1-9. 2008 年度予算（審議）

収入

費目	予算額	備考
協会交付金	180,000	
繰越金	96,135	
その他	0	
合計	276,135	

支出

費目	予算額	備考
通信費	160,000	部会報送料等
印刷費	20,000	部会報紙代等
研究集会準備金	50,000	2009 年度研究集会準備金
会議費	20,000	
消耗品費	5,000	
研究調査費	15,000	
予備費	6,135	
合計	276,135	

1-9-1. 質問；予算

Q：通信費が増えているのはなぜか。また、会議費が増えているのはなぜか。

A：地域ブロック集会準備金は今年度予算化できなかった。来年度の課題としたい。

部会報を 3 回出したが、1 回は東京大会費用から捻出した。今年度は 3 回とも通信費から支出するため。また、欠席幹事に幹事会資料を送付する通信費を今年から保障したい。会議費からは、遠方から幹事会に参加する幹事に一回 3000 円を補助したい。

拍手多数で、承認。

1-10. 欠員幹事の補充選任（審議）

提案（部会長）定員は15名で、現在10名なので補充したい。

堀岡（東京都）『図書館年鑑』執筆などで協力してきたが、幹事として部会運営に関わりたい。

長谷川（埼玉県）現幹事会は高校図書館員が多い。全国の小中学校図書館についてもくわしい梅本さんを幹事に推薦したい。

拍手多数で、堀岡さん（東京都）と梅本さん（山口県）の幹事就任を承認。

1-11. その他意見および情報交換

長野県：県行財政改革のため、県立高校500名減員を予定されており、現業と学校司書の民間委託が協議されている。この夏までが正念場。

意見：JLA総会でも積極的な発言をしてゆきたいので、協力して欲しい。

Q：パブリックコメントなどへの意見集約にメーリングリスト上での発言が活かされているが、現在の参加者数は？

A：2008年5月20日現在で46名。部会報が発行されると参加者が増えるので、今後も部会報やJLAのHPでPRは続けてゆきたい。

東京都：都立高校では現在学校司書の配置が「当面1校1人」となっているが、今年度は更なる定数削減によってその「1校1人」も崩れるかもしれない。定年退職者が増えるので新規採用を強く望む。

「図書館雑誌」編集委員：2009年2月号を久しぶりに学校図書館特集にする予定である。学校図書館職員制度にするという案と学校図書館の働きを伝えるという案がある。

hasegawanora@yahoo.co.jpに意見を寄せてほしい。